シリーズ人権教育　第１２５回

ハラスメント



　ハラスメントとは、他者に対する発言・行動等が、本人の意図には関係なく、相手の尊厳を傷つけたり、脅威を与えることを言います。

セクシュアル・ハラスメント

　相手を不快にさせる性的な言動です。基本的には受け手がその言動を不快に感じた場合には、セクシュアル・ハラスメントとなります。

　性的なからかいや、聞くに堪えない性的な話をするのは、セクシュアル・ハラスメントに当たります。

　セクシュアル・ハラスメントの被害者は深い心の傷を負い、仕事や学校をやめなければいけないという人生を変えるような重大な事態につながることもあります。

　また、個人の問題では済まされず、裁判によって企業や団体が多額の損害賠償を支払った例もあります。

　セクシュアル・ハラスメントを無くしていくには、男女ともに、一人ひとりの意識が変わらなければなりません。

パワーハラスメント

　職権などの権力を背景にしたいじめ・嫌がらせです。この予防・解決のため、厚生労働省は平成２４年３月に「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を公表しました。

　職場のパワーハラスメントに関する相談は、増加傾向にあり、暴力、暴言、脅迫や仲間外しなどのいじめ行為に悩む職場が増えています。

　職場のパワーハラスメントは、上司から部下だけではなく、同僚間や部下から上司にも行われます。働く人の誰もが当事者となり得るものです。

　この問題を放置すれば、人は仕事への意欲や自信を失い、時には、心身の健康や命すら危険にさらされる場合があります。

　互いの人格の尊重は、互いの間で、理解し協力し合う適切なコミュニケーションを形成する努力を通じて実現できるものです。

　組織は対策に取り組むとともに、そこで働く一人ひとりが自分たちの職場を見つめ直し、互いに話し合うことからはじめていきましょう。

︻参考資料︼

内閣府ホームページ

女性と人権（財団法人　人権教育啓発推進センター）

**職場でのハラスメント（嫌がらせ）の相談先**

＜セクシュアル・ハラスメント＞

広島労働局　雇用均等室

☎（082）221-9247

＜パワ－ハラスメント＞

広島労働局　総合労働相談コーナー

☎（082）221-9296

